



佐賀県公報

平成20年
3月14日
(金曜日)
第13030号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(二一・地域福祉課)	一
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(二二・ "	一
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	(二三・ "	二
○生活保護法に基づく施術機関の指定	(二四・ "	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	(二五・長寿社会課)	二
○ "	(二六・ "	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止	(二七・ "	二
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	(二八・ "	三
○道路の区域の変更	(一九・道路課)	三
○道路の供用開始	(二〇・ "	三
○道路の区域の変更	(二一・ "	三
○道路の供用開始	(二二・ "	四
○佐賀県地域総合整備資金の償還金に係る徴収事務の委託	(二三・市町村課)	四
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(県民協働課)	四
○土地改良区解散の認可	(農地整備課)	四
○清算法人大和町春日土地改良区清算人の就任届	("	五
○建築協定の認可	(建築住宅課)	五
教育委員会事項		
○佐賀県文化財の指定	(告 示・二)	五
○佐賀県文化財の追加指定	("・三)	六

選挙管理委員会事項

○政治団体の平成十八年分の収支に関する報告書の要旨の訂正

(公 告) 六

○ 告 示

●佐賀県告示第百十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成二十年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	廃止年月日
北島内科胃腸科医院	佐賀市本庄町大字袋一〇四番地五	平成二〇・二・一
こんどう耳鼻咽喉科医院	嬉野市嬉野町大字下宿甲三〇八二番地七〇	"

●佐賀県告示第百十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	指定年月日
おおしまクリニック	小城市牛津町乙柳一〇九六番地一	平成二〇・二・一
医療法人こんどう耳鼻咽喉科医院	嬉野市嬉野町大字下宿甲三〇八二番地七〇	"
ひらつか歯科医院	鳥栖市宿町一四三〇番地六号	"
ヒロデンタルクリニック	鳥栖市弥生が丘六丁目九八番	"

中央薬局嬉野店	嬉野市嬉野町大字下宿乙二一八七番地四	"
溝上薬局大町店	杵島郡大町町大字大町八八六三番地	"
セントケア訪問看護ステーション佐賀	佐賀市下田町一番一三号	平成一九・一一・一

●佐賀県告示第百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があつた。
平成二十年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
伊藤整骨院	唐津市唐房四丁目四八四九番地一三	平成二〇・一・五

●佐賀県告示第百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。
平成二十年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
おおた整骨院	佐賀市城内一丁目九番一五号西の門ビル一〇二	平成二〇・二・六

●佐賀県告示第百十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届

出があつた。

平成二十年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
福祉用具貸与	遠藤電気株式会社	伊万里市大川町大川野三三四七番地七	平成二〇・二・二九

●佐賀県告示第百十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつた。
平成二十年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
福祉用具貸与	有限会社キシカワ	西松浦郡有田町本町丙八六〇番地三	平成一九・一〇・三一

●佐賀県告示第百十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条及び第百十五条の五の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所を廃止した旨の届出があつた。
平成二十年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション	通所リハビリテーションありあけ	杵島郡白石町大字戸ヶ里一八三二番地一八	平成二〇年三月一日

●佐賀県告示第百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
指定居宅介護支援事業所 ありあけ	杵島郡白石町大字戸ヶ里一八三二番地一八	平成二〇年 三月一日

●佐賀県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月十四日から平成二十年四月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	変更前の別	幅員
県道 薬師丸佐賀 停車場線	後	メートル
	延長	メートル
佐賀市金立町大字薬師丸字栄地 一八〇〇番一地从先から 佐賀市金立町大字薬師丸字薬師 森一六三一番一地从先まで	二八・五 、 一一・四	七三八・〇
佐賀市金立町大字薬師丸字栄地 一八〇〇番一地从先から 佐賀市金立町大字薬師丸字薬師 森一六三一番一地从先まで	二六・八 、 一〇・四	七三八・〇

●佐賀県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月十四日から平成二十年四月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 薬師丸佐賀停車場線	佐賀市金立町大字薬師丸字栄地一八〇〇番一地从先から 佐賀市金立町大字薬師丸字薬師森一六三一番一地从先まで	平成二〇・三・一四

●佐賀県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月十四日から平成二十年四月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路間の区		変更前 の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
一般国道 四四四号	小城市芦刈町道免字桐籠九五〇 番二地先から 小城市芦刈町道免字黒木籠六六 四番地先まで	後	一四・八 八・五	一一二・二	
	小城市芦刈町道免字桐籠九五〇 番二地先から 小城市芦刈町道免字黒木籠六六 四番地先まで	前	一〇・八 七・二		

●佐賀県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月十四日から平成二十年四月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	小城市芦刈町道免字桐籠九五〇番二地先から 小城市芦刈町道免字黒木籠六六四番地先まで	平成二〇・三・一一

●佐賀県告示第百二十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、平成十九年度に貸し付ける佐賀県地域総合整備資金の償還金に係る徴収の事務を次の者に委託した。

平成二十年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

受託者の名称及び 所在地	財団法人地域総合整備財団 東京都千代田区平河町二丁目五番六号
代表者の氏名	理事長 嶋津 昭

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成20年4月28日まで「さが元気ひろば」（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成20年3月14日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日 平成20年2月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 佐賀げんき会

(2) 代表者の氏名 松田 孝

(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県小城市小城町自在303番地6

(4) 定款に記載された目的

この法人は精神障害者及びその家族に対して、社会復帰作業所、グループホーム等の運営事業を行い、市民の力で精神保健福祉の向上を目指し、同時にまちづくりの推進を図り、佐賀県が住み良い県となることをめざす。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、平成20年3月7日波多津土地改良区の解散を認可した。

平成20年3月14日

佐賀県知事 古 川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人大和町春日土地改良区から次のとおり清算人が就任した旨届出があった。

平成20年3月14日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏名	住 所	就任年月日
清算人	大坪 五郎	佐賀市大和町大字久池井470番地	平成20年1月16日
〃	野口 卓己	〃 〃 〃 1504番地1	〃
〃	中牟田正人	〃 〃 〃 1824番地	〃
〃	大石 正明	〃 〃 〃 918番地1	〃

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により建築協定を次のとおり認可した。

なお、当該認可に係る建築協定書は、佐賀県土づくり本部建築住宅課及び小城市産業建設部まちづくり推進課に備え、縦覧に供する。

平成20年3月14日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 認可年月日及び番号 平成20年3月3日 佐賀県指令19建第010025号
- 2 認可対象 小城本町通り建築協定
- 3 代表者の住所及び氏名 小城市小城市153番地32 八頭司 博
- 4 建築協定地区の地名 小城市小城市字新小路の一部及び字東小路の一部
- 5 建築協定区域の面積 11,208.7平方メートル

○ 教育委員会事項

●佐賀県教育委員会告示第二号

佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十二号）第四条第一項の規定により、佐賀県重要文化財として次のとおり指定する。

平成二十年三月十四日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県重要文化財

記号番号	種 別	名 称	員数	所 在 地	所 有 者
重第二百十三号	佐賀県重要文化財（彫刻）	木造神像 男神像 一軀 女神像（唐装） 僧形像 一軀 （附）女神像（和装） 一軀	三軀	佐賀市内一丁目 一五番二三号 佐賀県立博物館	彦嶋神社
重第二百十四号	佐賀県重要文化財（彫刻）	木造大日如来坐像 （附）大日如来由 来記 一卷 木札 六枚	一軀	佐賀市久保泉町川 久保四三六五 妙福寺	妙福寺
重第二百十五号	佐賀県重要文化財（工芸品）	色絵唐獅子牡丹文 十角皿	一枚	西松浦郡有田町戸 約乙三〇〇一 佐賀県立九州陶磁 文化館	佐賀県立九州陶磁文化館
重第二百十六号	佐賀県重要文化財（考古資料）	藤木遺跡出土四葉 座連弧文鏡	一面	鳥栖市宿町一一一 八 鳥栖市教育委員会	鳥栖市教育委員会
重第二百十七号	佐賀県重要文化財（考古資料）	平原遺跡出土並木 式土器	三点	佐賀市内一丁目 一五番二三号 佐賀県立博物館	佐賀県教育委員会

◎佐賀県教育委員会告示第三号

佐賀県文化財保護条例(昭和五十一年佐賀県条例第二十二号)第四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる佐賀県重要文化財に中欄に掲げる文化財を追加して指定するとともに、その名称及び員数を改めて同表下欄に掲げるとおりとする。

平成二十年三月十四日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県重要文化財

上欄	中欄	下欄	所在地	所有者
名称及び員数 星巖寺楼門 一棟	指定告示 昭和四十年 佐賀県教育 委員会告示 第三号	名称及び員数 (附)棟札(嘉 永五年の銘あり) 二枚	星巖寺楼門一棟 (附)棟札(嘉 永五年の銘あり) 二枚	小城市小城 町畑田三一 一六 星巖寺
				星巖寺

○選挙管理委員会事項

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本共産党佐賀県委員会から平成20年2月21日に訂正の報告があったので、平成19年9月28日付け佐賀県公報で公表した政治団体の収支に関する報告書の要旨(平成18年分)の一部を次のとおり訂正する。

平成20年3月14日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

総括表の日本共産党佐賀県委員会の項中

5,730,000 51,751,059

を

2,000,000 55,481,059

に改める。

4. 借入金の内訳の表中

日本共産党佐賀県委員会	松石信男	1,000,000
	日本共産党中央委員会	3,730,000
	平野邦夫	1,000,000

を

日本共産党佐賀県委員会	松石信男	1,000,000
	平野邦夫	1,000,000

に改める。

5. 本部又は支部から供与された交付金に係る収入の表中

日本共産党佐賀県委員会	日本共産党中央委員会	48,825,014	東京都渋谷区
-------------	------------	------------	--------

を

日本共産党佐賀県委員会	日本共産党中央委員会	52,555,014	東京都渋谷区
-------------	------------	------------	--------

に

改める。

9. 資産等の内訳の表中

政治団体の名称	日本共産党佐賀県委員会
---------	-------------

1 動産	(品目)	(数量)	(取得の価格)	(取得年月日)
	資料棚	1台	1,999,200円	昭和60年3月30日
	2 借入金			
	(借入れ先)		(借入残高)	
	松石信男		1,000,000円	
	日本共産党中央委員会		3,730,000円	

を

平野邦夫	1,000,000円
平林美恵子	1,000,000円
釘宮三也子	1,000,000円

政治団体の名称	日本共産党佐賀県委員会
---------	-------------

1 動産	(数量)	(取得の価格)	(取得年月日)
------	------	---------	---------

資料棚	1台	1,999,200円	昭和60年3月30日
-----	----	------------	------------

改める。

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月十四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷